

1 業務名

山北町地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務

2 業務の目的

山北町（以下「本町」という。）では、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」の表明を予定しており、その実現には、省エネルギーの推進とともに、再生可能エネルギーを最大限導入していくことが重要である。

本業務は、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、本町のエネルギー消費量・温室効果ガス排出量の将来推計や再生可能エネルギー導入のポテンシャル等を踏まえた本町の2050年のゼロカーボン達成に向けたシナリオ及び再生可能エネルギーの導入目標を作成するとともに、その目標達成に向けた施策に関する構想を策定することを目的としている。

3 業務の対象区域

山北町全域

4 業務委託期間

契約締結の日から令和6年1月31日まで

5 業務の内容

(1) 本町のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の現状把握及び将来推計

- ① 国内外の動向や本町の自然的・経済的・社会的条件を把握・整理するとともに、エネルギー消費量と温室効果ガス排出量の調査及び分析を行う。
- ② 将来のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量に関する推計を複数パターンに分けて行う。

(2) 本町における再生可能エネルギー導入のポテンシャルの把握及び分析

- ① 自然的、社会的条件を踏まえ、再生可能エネルギー導入のポテンシャルについて調査及び分析を行う。
- ② 再生可能エネルギー導入のポテンシャルを統計、現地調査等を踏まえて推計する。

(3) 脱炭素シナリオと再生可能エネルギー導入目標の作成

- ① (1) 及び (2) の結果を踏まえ、2050年ゼロカーボンに向けた本町の将来ビジョンとビジョン達成に向けた脱炭素シナリオを作成する。
- ② (2) の結果を踏まえ、本町の再生可能エネルギー導入目標を作成する。

(4) 脱炭素ロードマップ作成

脱炭素シナリオの実現及び再生可能エネルギー導入目標の達成のため、分野別に必

要な施策や指標について検討し、重要な施策に関する構想を策定する。併せて、施策を実施していくための推進体制を構築する。

(5) 報告書の作成

(1)～(4)の調査・検討内容を取りまとめた報告書及び報告書概要版を作成する。
なお、報告書については、今後予定している地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に活用できるものとなるよう配慮すること。

(6) 山北町環境審議会における事務局支援

山北町環境審議会（2回開催予定）へ出席し関連資料の資料作成、内容説明、助言及び議事録作成等の運営補助を行う。

6 成果品について

本業務における成果物等一式は次に掲げるものとする。

(1) 成果物

- ① 報告書（カラー製本） 印刷物5部、電子データ一式
- ② 報告書概要版（カラー） 印刷物5部、電子データ一式
- ③ 本業務に用いた統計資料及び参考資料 電子データ一式

(2) 納入場所

山北町環境課

住所 〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

電話 0465-75-3656

7 その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携を取り、業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (3) 本業務は、環境省補助事業である「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第1号事業の1」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を十分に理解した上で規定及び要領等に基づき実施すること。
- (4) 本業務は将来における本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を前提としており、本業務の成果品の提出にあたっては同計画の策定素案となり得る形をとること。
- (5) 本業務により作成した成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。
- (6) 本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。